

令和7年度 城下町新発田まつり「市街地花火と和太鼓の饗宴」出店要項

1 出店に関する主催者

一般社団法人新発田市観光協会

2 出店期間

令和7年8月24日（日）【予備日：令和7年8月25日（月）】

出店時間：午後6時～午後9時

搬入：午後3時～午後6時（交通規制開始前までにご準備願います）

搬出：午後9時～（交通規制解除まで車両乗り入れ不可）

交通規制時間：午後7時～午後9時30分（予定）

花火打ち揚げ時間：午後7時50分～午後8時30分（予定）

太鼓演奏時間：午後7時～午後7時40分頃

3 会場及び出店区画

出店会場：新発田城址公園内芝生広場

公園内出店区画：10区画まで（間口：横5.4m×縦3.6m）

駐車場内出店区画：5区画まで（移動販売車のみ）

4 出店条件

（1）（一社）新発田市観光協会会員であること。または主催者が特別に認めるもの。

（2）ゴミの回収を出店者で実施すること及び公園の清掃を実施すること。

（3）売上報告書を提出すること。

（4）主催者の指示に従わない場合など出店許可が取り消しことを了承すること。

※多数の申込があった場合、出店いただけない場合があります。

5 出店料及びオプション備品

（1）出店料

10,000円（税別）

※売り上げはイベント終了後に売上報告書（所定書式）に記入の上、本部に報告してください。

（2）支払方法

事前に口座振込

新発田信用金庫 本店 普通 0472930

6 設備等

○主催者で用意するもの（付属設備）

- ・ 給水専用共用水道（所定の場所に備え付けてあります。）

※排水はできませんので、各自持ち帰りすること。

○出店者で各自用意するもの

- ・ イス、テーブル
- ・ 電気及び電源
- ・ ガス機器
- ・ テント等
- ・ 保健所、税務署等の申請（※行政への申請等を怠った場合は主催者では責任を一切負いません。）

7 出店申込及び出店契約の成立

- （１）主催者が、受理した出店申込書の主催者記入欄に署名・押印し、そのコピーを申込者に発送した時点で出店契約が成立したものとします。
- （２）申込者は、主催者が申し込みの受理の可否を判断するために調査等が必要と判断した場合は、主催者の指示に従い資料の提示や調査等に協力するものとします。
- （３）出店申込書を送付せず、口頭やメール等での仮予約は一切致しません。

8 出店者の義務

- （１）出店者は、当まつり事業の目的を理解し、その目的に沿う形で出店装飾等及び運営を行わなければなりません。
- （２）出店者は、善良なる管理者の注意をもって出店するものとし、まつり会場に適用される安全及び消防法規等、関係法規を厳守するものとします。
- （３）主催者は、出店者が以上の義務履行が難しい、又はできないと判断した場合、出店契約は解除され、当該出展小間、スペース利用は主催者に一任されたものとします。
- （４）出店者は、主催者が指定した搬入出に関する時間を厳守するものとします。
- （５）ゴミ等の処理は出店者で実施するとともに公園の清掃を実施するものとします。
- （６）出店行為にあたり人、物、公園等の設備に損害を与えた場合の責任の一切を負うこと。

9 契約の解除

主催者は、出店者が次のいずれかに該当する場合は、何らかの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

- （１）支払期限を過ぎても出店料の全部又は一部を支払わない場合
- （２）出店小間を出店目的以外の目的で使用した場合

- (3) 出店申込書、本要項に違反した場合
- (4) 著しく主催者の信用を失墜する行為を行った場合
- (5) 出店者が主催者の指示に従わない場合
- (6) 当協会会員会費が未納なもの
- (7) 下記の要件該当することが判明した場合

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び、第 6 号に規定する暴力団員

(イ) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「密接関係者」という。）

(ウ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者

(エ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者

(オ) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に参加していることが明らかな者

- (8) その他主催者と出店者の信頼関係が著しく損なわれたと客観的に判断できるとき

10 損害賠償

- (1) 万が一、当まつりが開催されないときは、主催者は出店者に対し、払込金から既に出店準備のために要した実費を免除した額を返還します。但し、当該出店者に故意または過失がある場合には、この限りではありません。
- (2) 主催者は理由の如何を問わず、まつりの取り止め、早期閉会、開催延期あるいは会場の移転などが、来場者並びに出店者の安全面を考慮し、必要かつ望ましいと判断し、それを実行した場合は、出店者に及ぼす如何なる損害に対しても責任を負いません。
- (3) 主催者は、会場全体の管理・保全、運営について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらうものとしします。しかし、出店者、会場内の施設、出店者資産等及び出店契約に関連して出店者及び一般公衆その他の第三者に生ずる損失・損害、又は事故などについて、その原因如何を問わず、また主催者の過失の有無を問わず、主催者は一切その責を負いません。
- (4) 出店者は出店小間内又はその使用や運営に関連して発生した小間の周辺における会場設備又は建造物もしくは人身等に対する一切の損害について、その過失の有無を問わず、一切の責任を負うものとしします。また、出店者は、自己もしくはその代理人又はそれらの従業員の不注意その他によって生じた小間内及び周辺以外の場所における会場設備又は建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとしします。
- (5) 主催者は、出店者もしくは代理人又はそれらの従業員の不注意その他によって生じた当

まつりの建築物又は施設に生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとします。

- (6) 主催者は、あらゆる当まつり印刷物、ガイドブック及びその他のプロモーション用資材の中に偶発的に生じた誤字、脱字などに関する責任は一切負わないものとします。

11 破損などの損失

- (1) 出店者は、商品その他出店関連物件の搬入・搬出に関する費用を自ら負担いたします。
- (2) 主催者は、出店者もしくは代理人又はこれらの従業員その他の関係者の所有物、商品その他出店関連物件の破損、盗難、紛失等（いずれも搬入時及び搬出時を含む）による損失については、理由の如何を問わず一切責任を負いません。
- (3) 商品が未到着の場合といえども、出店者は出店者の義務や出店料の支払義務を免れません。
- (4) 主催者は、会場への商品搬入開始から撤去までの期間に必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを出店者へ推奨します。

12 不干涉

出店者は、隣接の出店者に干渉しないものとします。万が一出店者間でトラブルが発生した場合は、当該出店者はその解決を主催者の判断に委ねるものとし、出店者がこれに従わない場合は、主催者は当該出店者を排除することができるものとします。

13 原状回復

- (1) 当まつり終了後、又は本契約が解除、解約その他の理由の如何にかかわらず終了した場合は、出店者は割り当てられた出店小間を原状に回復して主催者に返還するものとします。
- (2) 前項の原状回復は出店者の費用および責任において行うものとします。出店者が前項の原状回復を行わない場合は、主催者は出店者の費用をもって原状回復を行うことが出来るものとします。
- (3) 出店小間の明け渡し後、当該出店小間に出店者、その従業員その他主催者以外の物の所有物が残存する場合は、主催者は出店者の事前の承諾なく当該残存物を出店者の費用をもって任意に処分することができるものとします。
- (4) 出店者、理由の如何を問わず、割り当てられた出店小間、出店小間の造作その他の設備について支出した必要費もしくは有益費の償還請求、出店小間の造作その他の設備の買取請求及び移転料、立退料又は権利金等の支払請求等を一切行わないものとします。
- (5) 出店者が、主催者の指定する明け渡し期日を経過しても出店小間を明け渡さずこれによ

り主催者に損害が生じた場合は、出店者は主催者に対し、別途損害を賠償する責任を負うものとしします。

14 個人情報の取扱い

出店者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を厳守するものとしします。特に「個人情報」の第三者提供を行う場合は、必ず当該「個人情報」の本人からの同意を得るものとしします。出店者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の当会社との間で紛争などが生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたるものとし、主催者はその際の責を負わないものとしします。

主催者は、出店者の個人情報は、当まつりの開催・運営にあたって必要な情報のやり取りができるものとしします。また、主催者がまつり運営の為に指定する協力会社から各種サービスの案内等を受けることを承諾するものとしします。

15 保健所や税務署など行政への申請について

出店にあたり行政への申請が必要な場合は、出店者の責任において実施すること。

なお、この申請にあたり必要な書類は行政から求められる範囲で出店者が作成できない書類に関しては主催者が用意します。

16 申請書類

出店を希望される方は、出店申込書に必要事項を記入の上、事務局まで FAX 等にてご回答ください。

【申込み締切り】

令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 12 時まで

※締切り日時を過ぎてからのお申し込みは一切お受け致しません。

17 注意事項等

- （１） お客様への安心・安全のため、食品関係の販売は、品物を直に置かないで必ずテーブル等の上で行ってください。
- （２） 火気を使用する場合は、直に地面や机等に置かないでください。
- （３） すべての出店者はあらかじめ定められた出店者駐車場（辰巳櫓脇）に駐車願います。
- （４） 予備日を越えて荒天などの影響による出店の順延は致しません。また、予備日に実施した場合の費用は主催者では一切負担いたしません。
- （５） いかなる場合でも出店料のご返金はいたしません。

お問い合わせ

一般社団法人新発田市観光協会 担当：井上

TEL：0254-26-6789 FAX：0254-26-5031